

東京都板橋区農業委員会

第 23 期第 18 回定例総会議事録

平成 30 年 12 月 25 日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 23 期第 18 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 平成 30 年 12 月 25 日（火）午後 4 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 12 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (資料1)
- (2) 生産緑地に買受者の紹介について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計6件 (内訳) 4条関係2件、5条関係4件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 第58回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について (資料5)
- (4) 農業委員会だより (第57号) の発行について (資料6)

3 その他

- (1) 新春七草がゆの集いの開催について (資料7)

4 次回日程

日 時 平成31年1月28日 (月) 午後2時 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室 (赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	石井 勉	委員
	本橋 政春	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	滝口 憲一	農政担当係長
	水株 利子	書記

事務局 長	<p>只今より、第23期第18回農業委員会定例総会を開会させていただきます。会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。 早速ですが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、石井委員、本橋委員を指名させていただきます。 よろしくをお願いいたします。 初めに、協議事項(1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>1ページの資料1をご覧ください。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請がございました。申請年月日が平成30年11月14日、相続人・被相続人は記載のとおりとなっております。特例適用農地等についてですが、生産緑地番号75、面積が495平方メートルです。位置図は記載とおおりです。相続の開始年月日が平成30年9月2日となっております。平成30年12月10日に田中会長が現地確認を行っております。証明願の理由ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるためとなっております。本件につきましては、本総会表決後、農業委員会会長名で、相続人宛てに、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定でございます。ご説明は以上です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。 只今、協議事項(1)についてご説明いただきました。 これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ご質問等ないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することといたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>ご異議がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、協議事項(2) 生産緑地の買受者の紹介について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>2ページの資料2をご覧ください。 政策経営部政策企画課より、生産緑地買受者の紹介について依頼がありました。平成30年11月14日付けで、生産緑地法第10条の規定に基</p>

	<p>づく、生産緑地の買取り申出がありました。区及び東京都では買取りの希望がありませんでした。まず初めに、公共的な自治体等で買取りの希望をとります。買取りが出来ない場合につきましては、生産緑地法第13条の規定に基づき、農地取得の斡旋をする必要がありますので、農業委員会あて、買取りを希望する農業者の紹介の依頼がありました。土地の所在地は板橋区徳丸四丁目180番10、地目は畑、面積は975平方メートル、用途地域等は表記のとおりです。回答期限が2月1日となっておりますので、希望する農業者がいらっしゃいましたら、ご連絡をお願いいたします。ご説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。 これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうぞ</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>生産緑地法自体は都市計画課が行っているのですか。つまり、農業委員会で関わるのは、生産緑地の解除及び買取りの申出の時しか関われないのでしょうか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>解除の段階では、営農者がお亡くなりになったり、重大な故障等で継続して営農ができない場合、解除の申請が出てきます。もともと公共的自治体を買取るということで、生産緑地の指定がされていますが、買取りが叶わない時に、農業委員会に斡旋の依頼がきます。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>それに関連して、追加指定の時は農業委員会では、どのように関わるのですか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>新規に追加指定する時には、その土地が適正に肥培管理されているか、確認することで関与いたします。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>確認するという関与ですね。わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>これについて質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、今回は6件です。内訳は4条関係2件、5条関係4件となっております。 事務局長、説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p> <p>書記</p> <p>事務局長</p> <p>書記</p> <p>事務局長</p> <p>書記</p> <p>事務局長</p>	<p>資料3、4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、平成30年11月11日から平成30年12月10日までに届出があったもの2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚五丁目2314番1、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は241平方メートル、共同住宅への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p> <p>こちらは、赤塚植物園の北東に位置しておりまして、共同住宅が建っております。</p> <p>続きまして専決番号2、土地の所在が徳丸三丁目141番11、面積は449平方メートル、141番14、面積は73平方メートル、141番40番、面積は112平方メートル、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。共同住宅・駐車場への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p> <p>こちらは、北野小学校の北側に位置しておりまして、共同住宅及び駐車場でした。</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で平成30年11月11日から同12月10日までに届出があったものでございます。4件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚六丁目1794番5、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございます。面積は273平方メートルで、個人住宅等への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p> <p>こちらは、下赤塚小学校の北側に位置しておりまして、更地でした。</p> <p>続きまして専決番号2、土地の所在が西台一丁目1487番1、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地でございます。面積は291平方メートルで、分譲住宅への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
---	--

書 記	<p>こちらは、志村第五小学校の東側に位置しておりまして、更地でした。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして専決番号3、土地の所在が赤塚一丁目912番1、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地でございました。面積の合計が1.22平方メートルで、準私道への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
書 記	<p>こちらは、下赤塚駅の東側に位置しておりまして、準私道でした。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして専決番号4、土地の所在が赤塚五丁目770番29、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地でございました。面積の合計が109平方メートルで、分譲住宅への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況について、画面をご覧ください。</p>
書 記	<p>こちらは、赤塚植物園の北側に位置しておりまして、更地でした。ご報告は以上です。</p>
会 長	<p>説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>資料4、7ページをご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、東京法務局板橋出張所からこれまでの転用の有無、現在の状況について照会が参りまして、それについて調査を行い、回答を行ったものでございます。平成30年11月11日から同12月10日までの間に照会があったもので、5件でございます。 番号1、土地の所在が熊野町7番1、地目が田、面積が433平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を11月20日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
書 記	<p>こちらは板橋第五小学校の東側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>番号2、土地の所在が小茂根四丁目47番5、地目が畑、面積が444平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を11月20日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは上板橋第二小学校の北西に位置しておりまして、個人住宅3軒でした。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>番号3、土地の所在が富士見町19番18、地目が畑、面積が23平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を12月4日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは板橋本町駅の西側に位置しておりまして、道路でした。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>番号4、土地の所在が赤塚七丁目1291番、地目が畑、面積が327平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を12月10日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは赤塚第三中学校の南側に位置しておりまして、個人住宅でした。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>番号5、土地の所在が志村三丁目11番3、地目が畑、面積が148平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を12月10日付、同出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現状について画面をご覧ください。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは志村三丁目駅の東側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)第58回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>

事務局 長	<p>資料5、10ページをご覧ください。 こちらにつきまして、農政担当係長よりご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>第58回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、農業会議から通知がきてございます。</p> <p>こちらにつきましては、第12回定例総会において推薦者を決定したものでございます。11ページになりますが、野菜部門で木村博之様が東京都農業会議会長賞を受賞されております。</p> <p>表彰につきましては、平成31年2月22日「第60回東京都農業委員会・農業者大会」で行われる予定となっておりますので、委員の皆様と共に木村様にもご参加いただく予定となっております。以上です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(4)農業委員会だより(第57号)の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>資料6、17ページをご覧ください。 こちらにつきましても、農政担当係長よりご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>1ページ目に農業まつりについてご紹介を載せてございます。次ページに進みまして、生産緑地法の制度改正につきまして、ご説明を載せてございます。特定生産緑地制度については、平成31年4月より、指定受付を開始いたします。次に生産緑地指定下限面積が300平方メートルに緩和、一団性要件の緩和、生産緑地地区の行為制限の緩和、そして9月から生産緑地の貸借が可能になりましたので載せてございます。</p> <p>なお、平成4年、平成5年に指定された生産緑地をお持ちの方には、個別相談のご案内を12月19日に発送しております。2月5日から個別の相談をさせていただきます。</p> <p>3ページには、30条の規定による「農地利用状況調査」について、今年度の実施状況を載せてございます。ほとんどの農地が適正に管理されておりますが、一部管理不十分な農地が見受けられますので、良好な肥培管理をお願いしますと書かせていただきました。この件で、32条になりますが、肥培管理がなされていると言い難い農地につきましては、利用意向調査を行います。例年電話で調査をし、やりますという返事を頂き、一定の期間をおいて確認しに行きますと、一応はきれいになっているというのが毎年の状況です。今年は書類で、税額が上がってしまう、あるいは特定生産緑地の指定が受けられなくなる可能性があります。</p>

<p>会 長</p>	<p>すよという注意喚起も添えて、文書で利用意向調査をかけたいと思います。それに対して基本的には文書で返事を頂き、証拠を残して、状況によっては、都市計画、東京都主税局に、こういう状況ですと通知をしていきたいと思います。</p> <p>4ページ目になりますが、「区政功労者表彰」ということで稲垣治男さんが表彰されました。続きまして「新春七草がゆの集い」など入れさせていただきます。以上です。</p> <p>説明ありがとうございました。</p> <p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。その他(1)新春七草がゆの集いの開催について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料7、21ページをご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、書記よりご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>「新春七草がゆの集い」の開催概要についてご説明いたします。</p> <p>実施日時が平成31年1月7日(月)午前11時、実施場所が区立城北公園城北野球場です。実施内容につきましては、記載のとおりとなっております。主催が板橋ふれあい農園会及び板橋区、協力が板橋区民農園農芸指導員の会及びJA東京あおばとなっております。ご説明は以上です。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>追加になりますが、3実施内容の(4)園芸品などの販売とありますが、2月23日にエコポリスセンターのフリーマーケットで、ふれあい農園会の協力を得まして、第1回ふれあいマルシェを行います。その前段としまして、七草がゆの集いで、「ふれあいプチマルシェ」という冠をつけさせていただいて、いよいよ始めていきたいと思っております。皆さんの地元で宣伝等をしていただけましたら、嬉しく思います。よろしくご説明いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、本日の議題はすべて終了しました。皆様ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第18回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後5時00分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 1月18日(金)午後4時 ・定例総会 1月28日(月)午後2時